

令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業における交付条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）」の主な変更点

令和 7 (2025) 年度	令和 6 (2024) 年度
1 総則 (略)	1 総則 (略)
2 直接経費の使用 (略)	2 直接経費の使用 (略)
3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等) (略)	3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等) (略)
【研究設備・機器の共用】 3-17 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入して研究機関に寄付した研究設備・機器のうち、次に掲げる条件の全てを満たすものについては、所属する研究機関が「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和 4 年 3 月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会)に基づいて構築する共用システムを通じて、所属する研究機関の内外への共用に努めなければならない。 ・取得価額が 1,000 万円以上であること。 ・他の研究でも利用できるような汎用性を有すること。 ・当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。	【(新設)】
【利子及び為替差益の取扱】 3-18 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子及び為替差益を、原則、所属する研究機関に譲渡しなければならない。	【利子及び為替差益の取扱】 3-17 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子及び為替差益を、原則、所属する研究機関に譲渡しなければならない。
【収入の取扱】 3-19 研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。	【収入の取扱】 3-18 研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。
(略)	(略)
4 間接経費の譲渡等 (略)	4 間接経費の譲渡等 (略)
5 実績の報告 (略)	5 実績の報告 (略)
6 研究成果報告書等の提出 (略)	6 研究成果報告書等の提出 (略)
7 研究成果等の発表・活用	7 研究成果等の発表・活用

(略)	(略)
8 その他	8 その他
(略)	(略)

2. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

令和 7 (2025) 年度	令和 6 (2024) 年度
1 申請資格の確認 (略) 2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め (略) 3 研究機関が行う事務の内容 (略) 【研究設備・機器の共用】 <u>3-33 研究代表者又は研究分担者から寄付を受けた研究設備・機器のうち、次に掲げる条件の全てを満たすものについては、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和 4 年 3 月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会)に基づいて共用システムを適切に構築することを通じて、当該研究設備・機器の共用の促進に努めなければならない。その際、同ガイドライン p26 に定める「研究設備・機器の見える化」については、当該研究設備・機器を研究機関独自の検索システム又は複数の研究機関が参画する検索システムに登録することにより、研究機関内外に対して可視化することに努めなければならない。</u> <u>・取得価額が 1,000 万円以上であること。</u> <u>・他の研究でも利用できるような汎用性を有すること。</u> <u>・当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。</u> 【所属機関変更時の間接経費の返還及び送金】 3-34 間接経費の譲渡を行った研究代表者及び研究分担者が他の研究機関に所属することとなる場合、又は他の研究機関の研究者に交替することとなる場合であって、未使用の直接経費がある場合には、直接経費の残額の 30 % に相当する額の間接経費を当該研究代表者及び研究分担者に返還すること。 返還する間接経費については、当該研究代表者及び研究分担者が新たに所属することとなる研究機関(交替する場合にあっては、新たに研究代表者及び研究分担者となる者が所属する研究機関。)に対して、その額を通知するとともに、送金すること。 【間接経費を受け入れていた研究機関から受け入れない研究機関への異動】 3-35 間接経費を受け入れていた研究機関に所属していた研究代表者及び研究分担者が、これを受け入れない研究機関に所属することとなる場合には、当該研究代表者が作成する様式 C-1 6「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の間接経費を返還すること。間接経費を受け入れていた研究機関に所属する研究代表者及び研究分担者が、これを受け入れない研究機関の研究者に交替する場合も、同様とする(事務を行うのは、研究代表者の異動の場合は、間接経費を受け入れていた研究機関。研究分担者の異動の場合は、研究代表者の所属する	1 申請資格の確認 (略) 2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め (略) 3 研究機関が行う事務の内容 (略) (新設) 【所属機関変更時の間接経費の返還及び送金】 3-33 間接経費の譲渡を行った研究代表者及び研究分担者が他の研究機関に所属することとなる場合、又は他の研究機関の研究者に交替することとなる場合であって、未使用の直接経費がある場合には、直接経費の残額の 30 % に相当する額の間接経費を当該研究代表者及び研究分担者に返還すること。 返還する間接経費については、当該研究代表者及び研究分担者が新たに所属することとなる研究機関(交替する場合にあっては、新たに研究代表者及び研究分担者となる者が所属する研究機関。)に対して、その額を通知するとともに、送金すること。 【間接経費を受け入れていた研究機関から受け入れない研究機関への異動】 3-34 間接経費を受け入れていた研究機関に所属していた研究代表者及び研究分担者が、これを受け入れない研究機関に所属することとなる場合には、当該研究代表者が作成する様式 C-1 6「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の間接経費を返還すること。間接経費を受け入れていた研究機関に所属する研究代表者及び研究分担者が、これを受け入れない研究機関の研究者に交替する場合も、同様とする(事務を行うのは、研究代表者の異動の場合は、間接経費を受け入れていた研究機関。研究分担者の異動の場合は、研究代表者の所属する

研究機関。】。 【間接経費を受け入れない研究機関から受け入れる研究機関への異動】 3-36 間接経費を受け入れない研究機関に所属していた研究代表者及び研究分担者が、これを受け入れる研究機関に所属することとなる場合であって、新たに間接経費の交付を受けようとする場合には、当該研究代表者が作成する様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。間接経費を受け入れない研究機関に所属する研究代表者及び研究分担者が、これを受け入れる研究機関の研究者に交替した場合も、同様とする（事務を行うのは、研究代表者の異動の場合は、新たに間接経費を受け入れようとする研究機関。研究分担者の異動の場合は、研究代表者の所属する研究機関。）。 (略) 4 適正な使用の確保 (略) 5 研究活動における不正行為への対応 (略) 6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等 (略) 7 その他 (略)	研究機関。】。 【間接経費を受け入れない研究機関から受け入れる研究機関への異動】 3-35 間接経費を受け入れない研究機関に所属していた研究代表者及び研究分担者が、これを受け入れる研究機関に所属することとなる場合であって、新たに間接経費の交付を受けようとする場合には、当該研究代表者が作成する様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。間接経費を受け入れない研究機関に所属する研究代表者及び研究分担者が、これを受け入れる研究機関の研究者に交替した場合も、同様とする（事務を行うのは、研究代表者の異動の場合は、新たに間接経費を受け入れようとする研究機関。研究分担者の異動の場合は、研究代表者の所属する研究機関。）。 (略) 4 適正な使用の確保 (略) 5 研究活動における不正行為への対応 (略) 6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等 (略) 7 その他 (略)
--	--